

# 平成31年河南町規則第10号

## 河南町地域公共交通評価会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。）第3条の規定に基づき、河南町地域公共交通評価会議（以下「評価会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 評価会議は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 町域における地域公共交通運行等の分析に関すること。
- (2) 町域における地域公共交通の評価に関すること。
- (3) 交通計画の実施に係る提案等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者
- (3) 地域福祉の推進に携わる団体の代表者
- (4) 町議会議員
- (5) 関係行政機関に所属する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると

認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(役員)

第4条 評価会議に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長、副会長は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第5条 会長は、会務を総理し、評価会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 評価会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(会議の特例)

第7条 会長は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、評価会議の会議に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(事務所)

第10条 評価会議の事務所は、地域公共交通担当課内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長

が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる評価会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。